

長崎未来共創プロジェクトチーム設置要綱

〔 令和 8 年 3 月 2 6 日 〕
〔 細 則 第 2 号 〕

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、長崎県公立大学法人経営戦略本部に関する規程（令和 8 年規程第◇号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、長崎未来共創プロジェクトチーム（以下「未来共創 P T」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

（設置目的）

第 2 条 未来共創 P T は、「長崎県総合計画みんなの未来図 2 0 3 0」に掲げる目標である、「地域に貢献し選ばれる県立大学づくり」の達成を目的として置く。

（任務）

第 3 条 未来共創 P T は、県内事業所と連携・協働して実施する次の各号に掲げる任務を遂行する。

- （1）P B L（課題解決型学習）等を通じた実践的教育に関する事項
- （2）次世代経営者育成やマネジメント向上研修に関する事項
- （3）県内の地域課題の解決に資する共同・受託研究に関する事項
- （4）目標に掲げる指標達成のために必要な事項

（設置期間）

第 4 条 未来共創 P T の設置期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

（構成員）

第 5 条 未来共創 P T は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1）理事長
- （2）副理事長・学長
- （3）専務理事・法人事務局長・大学事務局長
- （4）副学長（佐世保校及び教育担当）
- （5）副学長（シーボルト校及び研究担当）
- （6）シーボルト校事務局長
- （7）学生支援部長
- （8）未来共創統括マネージャー

（リーダー）

第 6 条 未来共創 P T にリーダーを置き、理事長をもって充てる。

2 リーダーは、未来共創 P T の業務を統括する。

（サブリーダー）

第 7 条 本部にサブリーダーを置き、副理事長・学長をもって充てる。

2 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故があるときはその職務を代行する。

（部会）

第 8 条 第 3 条第 1 号から第 3 号までの規定に掲げる任務を遂行するため、未来共創 P T のもとに次に掲げる部会を置く。

- (1) PBL部会
- (2) 経営者塾部会
- (3) 共同・受託研究部会

2 部会は、構成員及び構成員以外の者のうちから、理事長の指名する者をもって組織する。

3 第1項各号の部会長については、それぞれ次の者をもって充てる。

- (1) 副学長（佐世保校及び教育担当）
- (2) 理事長
- (3) 副学長（シーボルト校及び研究担当）

4 部会長は、当該部会の業務を総括する。

（ワーキンググループ）

第9条 第3条第4号に掲げる任務を遂行するため、未来共創マネージャー・ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

2 WGは、構成員及び構成員以外の者のうちから、理事長の指名する者をもって組織する。

3 WGにWGの長を置き、未来共創統括マネージャーをもって充てる。

4 WGの長は、部会間の連携を図るとともに、当該WGの実務を総括する。

（会議）

第10条 未来共創PT会議（以下「会議」という。）は、リーダーがこれを招集し、その議長となる。

2 会議は、第5条に掲げる構成員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。

4 議長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

（報告等）

第11条 会議において審議及び決定された重要事項については、長崎県公立大学法人経営戦略本部に提議又は報告するものとする。

（庶務）

第12条 未来共創PTに関する庶務は、シーボルト校事務局総務企画課及び大学事務局学生支援部学生支援課教務グループにおいて処理する。

（補則）

第13条 この規程に定めるもののほか、未来共創PTに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

